

議事日程第4号

令和8年6月16日（火曜日） 午前10時55分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 8件

議案第52号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第53号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 工事請負契約の締結について

議案第56号 工事請負契約の締結について

議案第57号 工事請負契約の締結について

議案第58号 工事請負契約の変更について

議案第59号 財産の取得について

日程第3 議案の審議及び採決 16件

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

議案第48号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 工事請負契約の締結について

議案第51号 指定管理者の指定について

議案第52号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第53号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 工事請負契約の締結について

議案第56号 工事請負契約の締結について

議案第57号 工事請負契約の締結について

議案第58号 工事請負契約の変更について

議案第59号 財産の取得について

発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（11名）

議長 高山 由行	2番 広川 大介	3番 山田 徹
5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和	7番 清水 亮太
8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺 幸伸	副町長 筒井 幹次
教育長 奥村 恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 早川 均
企画部長 岡本 拓	民生部長 中村 治彦
教育参事 山田 敏寛	総務課長 土谷 浩輝
税務課長 丸山 浩史	企画課長 荻曾 弘太郎
まちづくり課長 栗谷本 真	住民環境課長 金子 文仁
保険長寿課長 日比野 克彦	福祉子ども課長 瀬瀬 泰浩
建設課長 古川 孝	農林課長 大久保 嘉博
上下水道課長 木村 公彦	亜炭鉱廃坑 対策室長 有国 敦夫
学校教育課長 塚本 政文	生涯学習課長 渡辺 一直
会計管理者 河村 千春	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩士	議会事務局 書記 井上 美佐子
---------------	--------------------

開議の宣告

議長（高山由行さん）

皆さん、改めましてこんにちは。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、中日新聞社様、中京テレビ放送様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

また、建設部長 高木雅春さんより本日の会議を欠席する旨申出がありましたので、報告いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男さんの2名を指名いたします。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行さん）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第52号から議案第59号を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件8件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めます。

議案第52号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、議案第54号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第52号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第2号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に778万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億3,788万4,000円とする旨規定をしています。

第2条では、債務負担行為の補正について規定しています。

4ページをお願いいたします。

まず、債務負担行為の補正について説明をいたします。

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）運営費補助金について、期間は令和8年度から令和10年度まで限度額を1億4,000万円としております。名鉄広見線の令和10年度までの運行のための債務負担行為になります。

6ページをお願いいたします。

次に、歳入について説明をいたします。

一番上の表、款14国庫支出金、目02民生費国庫補助金は、民間保育園の病児保育事業及び保育体制強化事業への国庫補助金として254万円の増額。

次の表、款15県支出金、目02民生費県補助金は、病児保育事業への県補助金として149万8,000円を増額いたします。

一番下の表、款18繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源調整になります。

7ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

款03民生費、目02児童運営費、節14工事請負費120万円は、御嵩保育園の駐車場整備工事と伏見保育園の厨房の空調設備の故障に伴う緊急での対応により増額いたします。

節18負担金、補助及び交付金658万円は、民間保育園の病児保育事業及び保育体制強化事業への補助金になります。

8ページには債務負担行為に関する調書をおつけしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

続いて、議案第54号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづりは9ページですが、追加議案資料にて説明しますので追加議案資料つづりの10ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年5月27日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、消防団員に係る葬祭補償の定額部分の額を「31万5,000円」から「33万円」へ改正するものです。

施行日は公布の日とし、適用日は令和8年4月1日になります。

経過措置を以下のとおり設けております。

次のページが新旧対照表になりますので、お目通しをお願いします。

以上で、議案第54号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第53号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第53号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の追加議案書つづりでは4ページになりますが、資料つづりにて説明いたしますので追加議案資料つづり3ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和7年度税制改正に伴い、介護保険法施行令の一部が改正され、令和8年度介護保険料収入の減少を防ぐための特例措置が規定されたことに伴い、御嵩町介護保険条例の改正を行うものとなります。

概要ですが、令和7年度税制改正において個人住民税の給与所得控除額が引き上げられたことにより、介護保険料の算定の基となる課税所得が減少し、令和8年度の保険料収入が減少することが見込まれます。これに伴う保険料収入不足を防ぐため、令和8年度の保険料の算定に当たり税制改正前の算定方法を用いるよう介護保険法施行令が改正されましたので、町においても同様の改正を行います。

具体的には3点ございますが、1つ目が令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例、2つ目が令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例、3つ目が令和8年度における保険料の減免に係る手続の特例、以上3点の内容を定めてございます。

施行日は公布の日となります。

また、4ページから9ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第53号についての説明を終わります。御審議のほどをよろしく願いいたします。

す。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第55号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し説明を求めます。

総務部長 早川均さん。

総務部長兼庁舎整備室長（早川 均さん）

それでは、議案第55号 工事請負契約の締結について御説明いたします。

追加議案書のつづり10ページをお願いいたします。

工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、御嵩町新庁舎等基盤造成（第1期）工事。
2. 契約の方法は、条件付一般競争入札。
3. 契約金額は、1億1,000万円。
4. 契約の相手方は、株式会社國本起業です。

続いて、追加議案の資料つづり12ページをお願いいたします。

こちらには工事請負仮契約書の写しを添付しております。

契約の期間は、令和10年3月31日までとしております。

仮契約の締結は、令和8年6月12日に行っております。

続いて、13ページをお願いいたします。

こちらに入札執行結果公表一覧表を添付してございます。

14ページをお願いいたします。

施工場所を示した位置図でございます。

右の枠内に事業概要を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第55号の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第56号 工事請負契約の締結について、議案第57号 工事請負契約の締結について、第58号 工事請負契約の変更について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 有国敦夫さん。

亜炭鉱廃坑対策室長（有国敦夫さん）

それでは、最初に追加議案第56号及び第57号の工事請負契約の締結について説明いたします。

追加議案のつづり11ページ及び12ページをお願いいたします。

議案第56号及び第57号は、いずれも工事請負契約の締結についてです。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、議案第56号から順に御説明をいたします。

まず議案第56号についてです。

1. 契約の目的は、南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第3期防災工事です。
2. 契約の方法は、条件付一般競争入札です。
3. 契約の金額は、17億6,517万円です。
4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社天野建設です。

続いて、資料の15ページを御覧ください。

工事請負仮契約書の写しを添付しています。

工期は、令和10年9月29日までです。

16ページには仮契約日を記載しており、令和8年6月12日に締結しております。

17ページをお願いします。

入札執行結果公表一覧表を載せております。

18ページをお願いします。

工事の位置図を添付しております。

施工箇所は、上恵土、伏見地内の東濃実業高校及び民有地です。

右下の枠内に工事概要を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第56号の説明といたします。

続いて、議案第57号について説明いたします。

議案12ページをお願いいたします。

1. 契約の目的は、南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業第8期防災工事です。
2. 契約の方法は、条件付一般競争入札です。
3. 契約の金額は、18億4,580万円です。
4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

続いて、資料の19ページをお願いします。

工事請負仮契約書の写しを添付しています。

工期は、令和10年6月30日までです。

20ページをお願いします。

20ページには仮契約日を記載しており、令和8年6月12日に締結しております。

21ページをお願いします。

入札執行結果公表一覧表を載せております。

22ページをお願いします。

工事位置図を添付しています。

施工箇所は、伏見地内、共和台、高倉台の民有地等です。

右下の枠内に各工種の工事概要を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第57号の説明といたします。

続いて、議案第58号 工事請負契約の変更について御説明いたします。

議案13ページをお願いいたします。

令和8年御嵩町議会第2回臨時会（議案第6号）で議決された工事請負契約を、次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、新庁舎等整備に伴う亜炭鉱廃坑防災工事です。
2. 契約金額は、「4億566万4,600円」を「3億6,352万4,700円」に変更するものです。
3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。
4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

続いて、資料の23ページをお願いします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

24ページをお願いします。

4,213万9,900円を減額する仮変更契約を令和8年6月1日に締結しております。

25ページをお願いします。

工事の位置図を添付しています。

施工箇所は、新庁舎等建設予定地です。

右側の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第58号の説明といたします。

以上で、議案第56号から第58号までについて御説明をいたしました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第59号 財産の取得について、朗読を省略し説明を求めます。

学校教育課長 塚本政文さん。

学校教育課長（塚本政文さん）

それでは、第59号 財産の取得について説明いたします。

追加議案つづりの14ページをお願いします。

次のとおり物品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

1. 取得する物品は、トラックインタイプ蒸気式消毒保管機等です。
2. 取得方法は、条件付一般競争入札。
3. 取得金額は、1,133万円です。
4. 取得の相手方は、岐阜アイホー調理機株式会社です。

現在、給食センターで使用している消毒保管機は、平成5年度に導入されてから30年以上経過し、耐用年数も過ぎているため、トラックインタイプ蒸気式消毒保管機2台、食器用カート4台を更新するものです。

次に、追加議案資料つづりの26ページをお願いします。

売買仮契約書の写しを添付しております。

6月10日に仮契約を締結しており、履行期限は令和8年8月25日としております。

次に、27ページをお願いします。

こちらは、入札執行結果公表一覧表を添付しております。後ほどお目通しをお願いします。

以上で、議案第59号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩をいたします。運営上の1分程度の休憩としますので、その場でよろしくお願いします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

なお、審議及び採決については、議案ごとに行うことといたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第5号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第6号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第48号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第48号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件は、私の兄弟の従事する業務に直接の利害関係のある事件でございますので、副議長と議長を交代いたします。

〔議長 自席へ、副議長 議長席に着席〕

副議長（広川大介さん）

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

地方自治法第117条の規定によって、13番 高山由行さんの退場を求めます。

〔13番 高山由行さん 退場〕

ただいまの出席議員は10名です。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

工事内容についてちょっと質問をさせていただきたいんですけれども、今回、向陽中学校の屋根の防水ということなんですけれども、これは全面的な改修を行うという理解でよろしいでしょうか。それとあと、どういった工法でこの工事をやられるのか、その後、耐用年数ですね。どのぐらいこの防水がもつのか、その辺りのことをちょっとお聞かせください。

副議長（広川大介さん）

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 塚本政文さん。

学校教育課長（塚本政文さん）

ただいまの山田議員の御質問にお答えします。

防水工事は、校舎全体を実施いたします。防水の工法ですが、ウレタンゴム系の塗膜防水により施工を実施いたします。耐用年数ですが、10年でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

副議長（広川大介さん）

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

今まで学校の屋根の防水となると、対症療法といいますか雨漏りがするから防水をするという工事だったと思うんですけれども、その箇所その箇所で、令和7年度も上之郷小学校のほうで防水をやっておられますけれども、やはり、こういった事前的な防水というものを今後も行っていくという方針でしょうか、その辺りもちょっとお聞かせください。

副議長（広川大介さん）

学校教育課長 塚本政文さん。

学校教育課長（塚本政文さん）

防水工事につきまして、残りの校舎につきましても、来年度以降に防水工事を進められるように計画していきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

副議長（広川大介さん）

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

ありがとうございました。

副議長（広川大介さん）

その他、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第49号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

高山由行さんの入場を許します。

〔13番 高山由行さん 入場・着席〕

それでは、議長と交代いたします。

〔副議長 自席へ、議長 議長席に着席〕

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第51号 指定管理者の指定についてを議題とします。

ただいまの出席議員は11名です。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子さん）

指定管理者の指定について4点お伺いいたします。

プロポーザルに、あゆみ館ですけれども参加したかったということを後で言ってみえました

が、あゆみ館には声かけられましたかというのが1点目。観光協会はどのように今後関わっていくのかというのが2点目です。それから、改修にどのぐらいの期間が必要かということと、その周知をどのようにされるのかというのが3点目、それから、4点目はみたけまちづくり会社ということですが、どのようなメンバーがいらっしゃるのか教えてください。以上、4点お願いいたします。

議長（高山由行さん）

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、岡本議員より4点御質問をいただきましたので1つずつお答えさせていただきます。

初めに1点目ですが、あゆみ館には声かけをしたのかということでございます。

指定管理者の募集に当たりましては、公平性・公正性の観点から特定の団体に対して個別の声かけは行っておりません。募集要項等を公表しまして、公募により広く応募を募ったものでございます。

次に、2点目になります。観光協会は今後どのように関わるのかという点でございます。

現在、御嵩宿わいわい館は、御嵩町、御嵩町観光協会、それからあゆみ館の3者により運営をしております。指定管理への移行後は施設全体の管理、運営を指定管理者が担うこととなりますが、御嵩町観光協会がこれまで担ってきました特産品のPRですとか販売等につきまして、今後の連携方法も含めまして指定管理者と現在協議を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に3点目、改修のためどのぐらいの期間休館するのか、またその周知はということでございます。

指定管理者から施設の活用に関する提案を受けておりまして、必要な改修内容や実施方法について現在協議を進めております。そのため、休館期間につきましては現時点では未定でございますが、利用者や関係者への影響を最小限にできるよう検討しておりまして、内容が固まり次第できる限り早く周知をしてまいりたいと思っております。

最後に、みたけまちづくり株式会社の構成員についてということでございます。

役員は、亀井和彦代表以下、合計3名の役員で構成されております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

周知をしていくということですが、その周知ですけれども、こういったことに関してはいつも周知が足りないということを言われるのでどのようにされるのか具体的にお答えください。

それから4つ目の質問で、亀井和彦さんほか3名でしたか、差し支えなければメンバーの名前を教えてください。

議長（高山由行さん）

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、利用者への周知の点について再度御質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

利用者への周知につきましては、その影響を最小限にすることが重要であると考えております。先ほども申し上げましたが、現在、指定管理者とスケジュール等を協議しておりますので、内容が固まり次第、十分な期間を確保した上で十分な周知を行う予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

また、みたけまちづくり株式会社の構成員につきましては、亀井和彦代表以下、井口和広さんと矢島幹也さんのお二人になります。以上でございます。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第51号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第52号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第52号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第53号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第53号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行

います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第54号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第54号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第55号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第56号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第57号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第58号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第58号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第59号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第59号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件

議長（高山由行さん）

日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件を議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました閉会中の継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（高山由行さん）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました閉会中の継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

令和8年御嵩町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、提案いたしました議案につきまして慎重に御審議をいただき、全て御議決賜りましたことに対しまして、議員各位に心から感謝を申し上げます。

さて、東海地方も梅雨入りをし、これから本格的な出水期を迎えてまいります。近年は全国各地で大雨による災害が頻発しております。本町におきましても防災・減災対策に引き続き取

り組み、町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。また、災害への備えには地域や家庭での日頃からの備えも大切になってまいります。町民の皆様にも防災意識を高めていただき、自助・共助の取組を進めていただきたいと考えております。

これから暑さも増してまいります。議員各位におかれましては、健康には十分御留意いただき、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます。

以上をもちまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行さん）

これをもちまして令和8年御嵩町議会第2回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時46分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

議 会 副 議 長 広 川 大 介

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男